

○厚生労働省告示第三百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

平成二十八年十月十九日

一般名 〔項を削る。〕	別表 適用日	改 正 後
一般名 オキシメタゾリン	別表 適用日 平成二十七年四月六日	改 正 前

厚生労働大臣 塩崎 恭久

「項を削る。」

「略」

イブプロフェン(一
日量中イブプロフェ

ン〇・六g以上を含
有するものに限る。
平成二十八年十月十九
日

「略」

アシタザノラスト

平成二十八年十一月一
日

セチリジン
フェキソフエナジン

平成二十九年二月一
日

備考 表中の「」の記載は注記である。

メキタジン

「同上」

イブプロフェン(一
日量中イブプロフェ

ン〇・六g以上を含
有するものに限る。
平成二十七年十月十九
日

「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

平成二十七年九月二十
六日